

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

結城市は、地方税の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県結城市長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき市税の徴収事務を行う。 ①各税の決定した調定に対し消込処理を行う。 ②納付状況を管理し、過誤納・未納状況をチェックする。 ③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、共通納税システム、地方税法に基づく特別徴収等の納税者の状況に応じた納付方法に対応する。また、申出に基づき納付書を再発行する。 ④納期限までに徴収できない場合、督促状を発行・通知による催告を行う。 ⑤滞納者に対しては、財産調査、実態調査を行い、納税相談・分納誓約等の措置を行う。また、他機関（調査権限機関）の調査に協力する。 ⑥上記⑤を経た滞納者に対し地方税法に基づき差し押さえ・交付要求等の滞納処分を行う。 ⑦納期限後納付に対し地方税法に基づき延滞金を賦課し、徴収する。 ⑧個別の事由により適当と判断した場合は、徴収猶予、滞納処分の執行停止を行う。 ⑨上記の滞納に係る事務を行いながらも時効完成した該当に対して不納欠損処理を行う。
③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 収納情報ファイル 2. 滞納情報ファイル 3. 口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記）第9条第1項 別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画財務部 収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画財務部 収納課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	企画財務部 収納課（茨城県結城市中央町二丁目3番地） 0296-32-1111
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月23日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月23日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	結城市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長	収税課長 館野 昭弘	収税課長 枝 康夫	事後	人事異動
平成29年12月1日	II しいき値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月11日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点修正
平成29年12月1日	II しいき値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月11日時点	平成29年12月1日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事	⑧	⑧追加、⑧を⑨に変更	事後	追加
平成31年3月15日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長	収税課長 枝 康夫	収税課長	事後	新様式への変更
平成31年3月15日	II しいき値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	II しいき値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年12月1日時点	平成31年3月15日時点	事後	時点修正
平成31年3月15日	IV リスク対策1～9	項目なし	IV リスク対策1～9への記載	事後	項目追加
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署①部署	市民生活部 収税課	市民生活部 収納課	事後	課名変更
平成31年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署②所属長	収税課長	収納課長	事後	課名変更
平成31年4月1日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市民生活部 収税課	市民生活部 収納課	事後	課名変更
平成31年4月1日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	市民生活部 収税課（茨城県結城市結城1447）0296-32-1111	市民生活部 収納課（茨城県結城市結城1447）0296-32-1111	事後	課名変更
令和1年10月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②	③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、地方税法に基づく特別徴収等の納税者	③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、共通納税システム、地方税法に基づく特	事後	内容の見直し
令和2年3月27日	II しいき値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点修正
令和2年3月27日	II しいき値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月15日時点	令和2年3月16日時点	事後	時点修正
令和3年3月10日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署①部署	市民生活部 収納課	企画財務部 収納課	事後	部名変更
令和3年3月10日	I 関連情報 7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市民生活部 収納課	企画財務部 収納課	事後	部名変更
令和3年3月10日	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	市民生活部 収納課（茨城県結城市結城1447）0296-32-1111	企画財務部 収納課（茨城県結城市中央町二丁目3番地）0296-32-1111	事後	部名、所在変更
令和3年3月10日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②	③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、共通納税システム、地方税法に基づく特	③金融機関窓口、口座振替、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、共通納税システ	事後	内容の見直し
令和3年3月10日	II しいき値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月16日時点	令和3年3月16日時点	事後	時点修正
令和3年3月10日	II しいき値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月16日時点	令和3年3月3日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報個人のプライバシー等の権利利益の保護の旨	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第	事後	番号利用法の号ズレ対応
令和4年3月2日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②		評価書中の「カンマ」を「読点」に変更	事後	内容変更
令和4年3月2日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務②		④納期限までに徴収できない場合、督促状を発行する。	事後	内容の見直し
令和4年3月11日	II しいき値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月3日時点	令和4年3月2日時点	事後	時点修正
令和4年3月11日	II しいき値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月3日時点	令和4年3月2日時点	事後	時点修正
令和4年10月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務③シ	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、共通宛名システム、中間サー	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、共通宛名システム、中間サー	事前	追加
令和5年3月10日	II しいき値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点修正
令和5年3月10日	II しいき値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月2日時点	令和5年3月6日時点	事後	時点修正
令和6年3月15日	II しいき値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点修正
令和6年3月15日	II しいき値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年3月6日時点	令和6年3月11日時点	事後	時点修正
令和7年3月14日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1号 別表第一の16の項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1号 別表16の項	事後	時点修正
令和7年3月14日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号 別表第二の27の項	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27の項	事後	時点修正
令和7年3月14日	II しいき値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	令和6年3月11日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点修正
令和7年3月14日	II しいき値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年3月11日時点	令和7年3月7日時点	事後	時点修正
令和8年2月23日	II しいき値判断項目1対象人数 いつ時点の計数か	令和7年3月7日時点	令和8年2月23日時点	事後	時点修正
令和8年2月23日	II しいき値判断項目2取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年3月7日時点	令和8年2月23日時点	事後	時点修正
令和8年2月23日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例	事後	内容変更
令和8年2月23日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表27の項	・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表48の項	事後	内容変更